

福井県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金取扱要領

令和 8 年 4 月 1 4 日
福井県健康福祉部長寿福祉課

第 1 通則

福井県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 6 4 号。以下、「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適化法施行令」という。）その他の法令ならびに法第 5 条第 2 項に規定する交付金について国が定める「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（令和 8 年 2 月 2 7 日厚生労働省発老 0 2 2 7 第 1 号厚生労働省事務次官通知別紙。）、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（令和 8 年 2 月 2 7 日老発 0 2 2 7 第 1 号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）、「福井県補助金等交付規則」（昭和 4 6 年 4 月 1 日福井県規則第 2 0 号。以下「規則」という。）および「福井県健康福祉部長寿福祉課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 補助金の交付目的

補助金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設および設備等の整備事業に対して補助することにより、防災体制の強化に資することおよび高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に対して補助することにより感染症対策体制の強化に資することを目的とする。

第 3 定義

- 1 この要領において「補助事業」とは、実施要綱第 3 の規程により県が作成した防災・減災等事業整備計画に基づき実施する既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業、利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業、国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業、高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業、高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業をいう。

第 4 対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

（ア）対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則第 5 条第 6 項第 1 号に規定する避難が困難な要介護者という。）を

主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- a 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- b 定員30人以上の有料老人ホーム
- c 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

（イ）対象事業

- a 延べ面積1,000㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業（スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。）
- b 延べ床面積300㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業
- c 延べ床面積500㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

（ア）対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

（イ）対象事業

利用者等の安全性確保及び等の観点から大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

ウ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

（ア）対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において防災・減災等事業支援特例交付金を充てて第5に定める事業（以下「国土強靱化対策事業」という。）を実施するもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(ア) 対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象事業

非常用自家発電設備整備事業高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

- (a) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
- (b) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの 本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のため新旧の発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所 とするよう留意すること。

オ 高齢者施設等の水害対策強化事業

(ア) 対象施設

対象施設（イ）の対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム

(イ) 対象地域

- a 建築基準法第39条により指定された災害危険区域

- b 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域
- c 地すべり等防止法第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- d 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- e 津波防災地域づくりに関する法律第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- f 特定都市河川浸水被害対策法第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- g 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- h その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法第2条により作成された地域法再計画等で定める区域

（ウ）対象事業

次に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生 時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修 ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの） ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備	・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修

	・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備
--	---

カ 高齢者施設等の給水設備整備事業

（ア）対象施設

エの高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業と同様であるので、エの（ア）を参照されたい。

（イ）対象事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

（ア）対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム
- f 定員30人以上の有料老人ホーム
- g 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- h 通所介護事業所
- i 老人福祉センター（特A型・A型・B型）
- j 老人福祉施設付設作業所
- k 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- l 在宅複合型施設

（イ）対象事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック

塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

ク 高齢者施設等の換気設備整備事業

（ア）対象施設

- a 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- b 定員30人以上の介護老人保健施設
- c 定員30人以上の介護医療院
- d 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- e 定員30人以上の養護老人ホーム
- f 定員30人以上の有料老人ホーム
- g 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）

（イ）対象事業

高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

第5 中長期的な修繕計画の提出

知事は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて、令和9年度以降に作成する防災・減災等都道府県事業整備計画に基づき民間等の事業者が実施する施設整備事業等（第4のイに掲げる社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業およびウに掲げる国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業に限る。）に対し補助する事業を実施する際は、厚生労働省老健局高齢者支援課長が別に通知するところにより、当該施設整備事業等を実施する民間等の事業者から中長期的な修繕計画を提出させるものとする。

第6 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）との関係

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）第4章において、重点的に取組を推進することとされた施策に関連する事業については、以下に掲げるものとする。

第4のエの高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、オの高齢者施設等の水害対策強化事業及びキの高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

第7 実施主体

補助事業の実施主体は、法人であって、知事が適当と認めるものとする。

第8 補助金の対象施設等

- 1 補助金の交付の対象施設、対象経費、補助金額等は、別表第1から別表第8までのとおりとする。なお、別表第1から別表第8に定める経費について、交付決定前であっても、国の考え方に基づき、県が別に事前承認した日以降に要した経費は、補助対象とすることができる。
- 2 前項に規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象としない。
 - (1) 土地の買収または整地に要する経費
 - (2) 職員の宿舍、車庫または倉庫の建設に要する経費
 - (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

第9 交付申請手続

事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第10 補助の条件

- 1 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続に準拠しなければならない。
- 2 補助事業の内容を変更する場合には、補助金変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- 6 補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械、器具およびその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない。
- 7 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- 8 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 9 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- 10 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。(様式第3号)なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- 11 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉つき郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- 12 事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 13 事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に返還させることがある。

第11 状況報告

事業者は、「補助事業に係る契約手続き等留意事項」を遵守し、必要事項を知事に報告するものとする。(様式第4号)

第12 実績報告書

- 1 補助事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後1ヶ月以内、知事が別途定める日、または交付決定の翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 事業が翌年度にわたる場合は、交付決定の翌年度4月5日までに、年度終了実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

第13 補助金の交付

- 1 補助金は精算払いにより交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助金の請求は、事業が完了したときに補助金交付請求書(様式第7号)により行うものとする。ただし、概算払によるときは補助金交付請求書(様式第8号)により請求するものとする。

第14 細則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定

める。

(附則)

この要領は、令和元年7月25日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年8月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和8年3月10日から施行し、令和7年12月16日から適用する。

(附則)

この要領は、令和8年4月14日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

大規模修繕等支援事業における内容について

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業等について は、次の区分ごとの内容とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事

(9) 施設の改修整備	や設備の整備等 施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね 10 年とする。

別表第 1

(第 3 関係：既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業)

1 対象施設	2 整備区分	3 補助基準単価	4 対象経費	5 補助金額
・定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A 型、B 型） ・定員 30 人以上の有料老人ホーム ・宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設	1,000 m ² 未満であって、スプリンクラー設備を設置する場合	1 m ² 当たり 10,460 円に施設面積を乗じた額	既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第 4 欄に掲げる対象経費の実支出額と、第 2 欄に掲げる整備区分に応じた第 3 欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	1,000 m ² 未満であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	1 施設あたり 2,630,000 円		
	300 m ² 未満であって、自動火災報知設備を整備する場合	1 施設当たり 1,170,000 円		
	500 m ² 未満であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	1 施設当たり 351,000 円		

別表第 2

(第 3 関係：利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業)

1 対象施設	2 補助基準単価	3 補助率	4 対象経費	5 補助金額
・定員 30 人以上の特別養護老人ホーム ・定員 30 人以上の介護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介護医療院 ・定員 30 人以上の養護老人ホーム ・定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A 型、B 型）	66,400 千円	4 分の 3	利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含み、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第 4 欄に掲げる対象経費の実支出額に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額と、第 2 欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額を比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 3

(第 3 関係：国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業)

1 対象施設	2 補助基準単価	3 補助率	4 対象経費	5 補助金額
・定員 30 人以上の特別養護老人ホーム ・定員 30 人以上の介護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介護医療院 ・定員 30 人以上の養護老人ホーム ・定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A 型、B 型）	31,600 千円	3 分の 2	国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第 4 欄に掲げる対象経費の実支出額に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額と、第 2 欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額を比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 4

(第 3 関係：高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業)

1 対象施設	2 対象経費	3 補助率	4 補助金額
・定員 30 人以上の特別養護老人ホーム ・定員 30 人以上の介護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介護医療院 ・定員 30 人以上の養護老人ホーム ・定員 30 人以上の軽費老人ホーム (ケアハウス、A 型、B 型)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	4 分の 3	第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額を比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 5

(第 3 関係：高齢者施設等の水害対策強化事業)

1 対象施設	2 対象経費	3 補助率	4 補助金額
・定員 30 人以上の特 別養護老人ホーム ・定員 30 人以上の介 護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介 護医療院 ・定員 30 人以上の養 護老人ホーム ・定員 30 人以上の軽 費老人ホーム (ケアハウス、A 型、B型)	高齢者施設等の水 害対策強化事業（施 設の整備と一体的に 整備されるものであ って、知事が必要と 認めた整備を含 む。）に必要な工事 費又は工事請負費及 び工事事務費（工事 施工のため直接必要 な事務に要する費用 であって、旅費、消 耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び 設計監督料等をい い、その額は、工事 費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。）。 ただし、別の負担 （補助）金等におい て別途補助対象とす る費用を除き、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認 められる委託費、分 担金及び適当と認め られる購入費等を含 む。	4 分の 3	第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額 に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額 と、総事業費から寄付金その他の収入 額（社会福祉法人等の営利を目的とし ない法人の場合は、寄付金収入額を除 く。以下同じ）を控除した額を比較し て最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場 合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 6

(第 3 関係：高齢者施設等の給水設備整備事業)

1 対象施設	2 対象経費	3 補助率	4 補助金額
・定員 30 人以上の特 別養護老人ホーム ・定員 30 人以上の介 護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介 護医療院 ・定員 30 人以上の養 護老人ホーム ・定員 30 人以上の軽 費老人ホーム (ケアハウス、A 型、B型)	高齢者施設等の給 水設備整備事業（施 設の整備と一体的に 整備されるものであ って、知事が必要と 認めた整備を含 む。）に必要な工事 費又は工事請負費及 び工事事務費（工事 施工のため直接必要 な事務に要する費用 であって、旅費、消 耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び 設計監督料等をい い、その額は、工事 費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を 限度額とする。）。 ただし、別の負担 （補助）金等におい て別途補助対象とす る費用を除き、工事 費又は工事請負費に は、これと同等と認 められる委託費、分 担金及び適当と認め られる購入費等を含 む。	4 分の 3	第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額 に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額 と、総事業費から寄付金その他の収入 額（社会福祉法人等の営利を目的とし ない法人の場合は、寄付金収入額を除 く。以下同じ）を控除した額を比較し て最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場 合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 7

(第 3 関係：高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化する事業)

1 対象施設	2 対象経費	3 補助率	4 補助金額
・定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る） ・定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A 型、B 型） ・定員 30 人以上の介護老人保健施設 ・定員 30 人以上の介護医療院 ・定員 30 人以上の養護老人ホーム ・定員 30 人以上の有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A 型、特 A 型、B 型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	4 分の 3	第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額に第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額を比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第8

(第3関係：高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業)

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
・定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る） ・定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の養護老人ホーム ・定員30人以上の有料老人ホーム	施設延べ床面積に4,310円を乗じた額の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	高齢者施設等の換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

注1）整備対象面積について

- ・アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。
- ・クの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。

注2）下限額について

- ・下表左欄の事業について、対象経費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、交付基準単価は0円として取り扱うものとする。

エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 (※燃料タンクを整備する場合)	5,000千円 0千円
カ 高齢者施設等の給水設備整備事業	5,000千円